

## 地方財政の充実・強化に関する意見書

地方自治体には、今日、新型コロナウイルスの感染拡大により、ワクチン接種体制の構築や「新しい生活様式」への変化に伴う日常生活の課題など新たな対応が求められています。

同時に、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、少子・高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需要も、今まで以上に高まりつつあります。

さらに、デジタル化の推進や近年多発している大規模災害への対応も迫られています。

こうした地方の財源対応について、政府は「骨太方針2018」に基づき、令和3年度の地方財政計画までは、平成30年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してきましたが、新型コロナウイルスへの対応により巨額の財政出動が行われるなかで、令和4年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安が残されています。

よって、政府におかれましては、令和4年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すため、次の事項を実現されるよう強く要望します。

- 1 社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対策への対応業務を含めた、より全体的な保健衛生体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業に加えて、地域経済の活性化を踏まえた、十分な財源措置を図ること。
- 3 子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の

拡充を図ること。また、人材を確保するための自治体の取組を支える財政措置を講じること。

- 4 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保を図ること。
- 5 地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年6月29日

尾 道 市 議 会

関係行政庁及び国会あて